

アモキシシリン散

要指示医薬品 指定医薬品 使用基準

オリジン[®]可溶散

【本質の説明又は製造方法】

オリジン[®]可溶散は、半合成ペニシリン系抗生物質のアmpiシリンがさらに改良されたアモキシシリンの製剤で、グラム陽性・陰性菌のいずれにも抗菌力を示します。

本剤は、溶解性を高めるよう製剤化されており、賦形剤に糖を用いていないため、給水口や給水ラインを詰まらせる原因となる水カビなどが増えにくく、必要量を確実に投与できます。

【成分及び分量】

本品 1g中

成分		分量
主剤	アモキシシリン水和物 (アモキシシリン無水物として)	800 mg 697 mg(力価)

【効能又は効果】

有効菌種：ブドウ球菌、連鎖球菌、ボルデテラ、パスツレラ、大腸菌、ヘモフィルス、アクチノバチラス プルロニューモニエ

適応症：牛：肺炎、大腸菌による下痢症
豚：肺炎、大腸菌による下痢症
鶏：大腸菌症

【用法及び用量】

I. 飲水添加

1日量として体重1kg当たり、下記の量を飲水に溶かして、1日に1～2回経口投与する。

牛：(生後5か月齢を超えるものを除く)

肺炎：アモキシシリンとして、1日量3～10mg(力価)
大腸菌による下痢症：アモキシシリンとして、1日量5～10mg(力価)

豚：肺炎、大腸菌による下痢症：アモキシシリンとして、1日量3～10mg(力価)

鶏：(産卵鶏を除く)

大腸菌症：アモキシシリンとして、10～50mg(力価)

II. 飼料添加

1日量として体重1kg当たり、下記の量を飼料に混じて、1日に1～2回経口投与する。

牛：(生後5か月齢を超えるものを除く)

肺炎：アモキシシリンとして、1日量3～10mg(力価)
大腸菌による下痢症：アモキシシリンとして、1日量5～10mg(力価)

豚：肺炎、大腸菌による下痢症：アモキシシリンとして、1日量3～10mg(力価)

鶏：(産卵鶏を除く)

大腸菌症：アモキシシリンとして、10～50mg(力価)

【使用上の注意】

(基本的事項)

1. 守らなければならないこと

(一般的注意)

- ・本剤は、要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- ・本剤は、効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- ・本剤は、定められた用法・用量を厳守すること。
- ・本剤の使用に当たっては、治療上必要な最小限の期間の投与に止めることとし、週余にわたる連続投与は行わないこと。

と。

- ・本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物(牛(生後5月を超えるものを除く)、豚、鶏(産卵鶏を除く))について上記の用法および用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

牛(生後5月を超えるものを除く)：食用に供するためにと殺する前10日間

豚：食用に供するためにと殺する前5日間

鶏(産卵鶏を除く)：食用に供するためにと殺する前5日間

(取扱い及び廃棄のための注意)

- ・小児の手の届かないところに保管すること。
- ・開封後は湿気を避けて保存すること。
- ・使用期限が過ぎたものは使用しないこと。
- ・誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと。
- ・飲水添加投与の場合は用時調整すること。
- ・調整した液は当日使いきること。

2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- ・誤って薬剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。
- ・作業時には、防護メガネ、マスク、手袋等の防護具を着用し、眼、鼻、口等に入らないよう注意すること。
- ・本剤はβ-ラクタム系の抗生物質であるので、同系薬に対し過敏症の既往歴がある方は使用しないこと。
- ・過敏症反応を含め、使用者の身体に何らかの異常が認められた場合には、ただちに使用を中止し、直ちに医師の診察を受けること。

(対象動物に関する注意)

- ・副反応が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

(専門的事項)

対象動物の使用制限等

- ・本剤はβ-ラクタム系の抗生物質であるので、同系薬(ペニシリン等)に対する過敏症の有無を調べ、陽性動物や既往歴のある動物には投与しないこと。

【製品情報お問い合わせ先】

MSDアニマルヘルス株式会社

〒102-8667 東京都千代田区九段北一丁目13番12号

TEL: 03-6272-1099

FAX: 03-6238-9080

製造販売元(輸入)

MSDアニマルヘルス株式会社

東京都千代田区九段北一丁目13番12号

MSD
Animal Health

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。